

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○福島県財務規則の一部を改正する規則	六三三	○県営土地改良事業計画を変更した件	六三六
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則	六三四	○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件二件	六三六
○人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	六三五	○クリーニング師の試験を実施する件	六三七
○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	六三五	○貸金業者の所在を確知できない旨公告する件	六三七
告 示	六三五	○一般競争入札を行う件二件	六三七
○公印を改刻しその使用を開始する件	六三五	○落札者を決定した件	六三六
○液化石油ガス販売事業者の認定を取り消した件	六三五	○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程	六三九
○生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件	六三六	○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程	六三九
○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件	六三六	○福島県教育委員会	六三九
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	六三六	○一般競争入札を行う件	六三九
		福島県企業局	
		福島県病院局	
		福島県教育委員会	

## 規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則、福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則及び風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第六十九号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の三号を加える。

十六 特定入札事務 農林水産部又は土木部が所掌する工事の請負契約に関する一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定及び入札保証金の徴収又はその全部若しくは一部の納付の免除(第四条及び第五条において「入札保証金の徴収等」という。)をいう。

十七 県北地方特定入札事務 特定入札事務のうち県北地方振興局が所掌する区域に所在する公所の長が当該特定入札事務に係る契約の契約権者であるもの又は県北地方振興局が所掌する区域に所在する准公所の長が当該特定入札事務に係る契約の締結について専決処理を行う者であるものをいう。

十八 その他地方特定入札事務 特定入札事務のうち県北地方振興局以外の地方振興局が所掌する区域に所在する公所の長が当該特定入札事務に係る契約の契約権者であるもの又は県北地方振興局以外の地方振興局が所掌する区域に所在する准公所の長が当該特定入札事務に係る契約の締結について専決処理を行う者であるものをいう。

第四条の見出し中「参事」を「出納局長、参事」に改め、同条第二項ただし書中「当該一般物品の購入契約事務」の下に「並びにその他地方特定入札事務」を加え、「当該公所」を「当該公所又は准公所」に改め、「同じ。」の長に「の下に」、「県北地方特定入札事務については出納局長にそれぞれ」を加え、同条第三項中「において、」の下に「出納局長又は」を加え、同項の表3の項中「徴収又はその全部若しくは一部の納付の免除(以下これらをこの条及び次条において「入札保証金の徴収等」という。)」を「徴収等」に改め、同条第六項中「かかわらず」の下に「、出納局長」を加え、同項の表5の項中「総務担当グループ課長」の下に「(県北地方特定入札事務に係るものにあつては出納局総務管理グループ参事、その他地方特定入札事務に係るものにあつては地方振興局出納室出納グループ課長)」を加える。

第五条第二項の表に次のように加える。

8 特定入札事務のうち一般競争入札に参	一件の設計価格が三億円以上五億円未満	一件の設計価格が三億円未満の
---------------------	--------------------	----------------

9 特定入札事務のうち ち入札保証金の徴収 等を行うこと。	一件の設計価格が三 億円以上五億円未満 のものにあつては、 出納局長		一件の設計価格 が三億円未満の ものにあつては、 出納局長 グループ 参事
加する者に必要な資 格の設定をすること。	総務部長	ものにあつては、 総務部財務領域 入札改革グルー プ参事	

第六十条第一号中「規定する」の下に「証券のうち」を加え、同条第二号中「第百五十六号第一項第二号に規定する証券にあつては、その発行の日附から五十六日を経過しているもの」を「第百五十六号第一項第一号に規定する証券のうち小切手以外のもの及び同項第二号に規定する証券にあつては、当該証券について定められた支払期限までに支払の請求をすることができないと認められるもの」に改め、同条第三号を削る。

第九十条の三第二項中「郵便局」を「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二号第二項に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社）の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。以下「郵便局」という。）」に改める。

第九十条第二号中「郵便振替」を「郵便貯金銀行又は郵便局において振替」に改める。

第二百四十五条第二項中「契約権者」の下に「（県北地方特定入札事務に係る場合に於ては出納局長、その他地方特定入札事務に係る場合に於ては地方振興局長。次条第一項、第二百四十七条、第二百五十七条、第二百五十九条、第二百六十二条、第二百六十三条、第二百七十四条の二第一項及び第二項、第二百七十四条の七第一項、第二項及び第四項、第二百七十四条の八、第二百七十四条の十、第二百七十四条の十二並びに第二百九十三条において同じ。）」を加える。

第二百四十八条中「契約権者」の下に「（当該入札について第四条第二項及び第三項の表3の項の規定により同項に規定する事務の委任がなされている場合に於ては、当該事務の委任を受けている者。次条、第二百五十条において準用する第二百三十条第一項、第二百五十一条第一項及び第三項並びに第二百五十三条第二項において同じ。）」を加える。

第四十六号様式中「郵便為替証書・郵便振替貯金払出証書」を「為替証書・振替払出証書」に改める。

第四十七号様式注一中「郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書」を「為替証書、振替払出証書」に改める。

第六十二号様式（その一）備考1中「金種欄」の次に「郵便貯金銀行を添へ。」を加え、同様式（その二）中「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に、「郵便貯金の郵便」を「郵便貯金銀行（郵便局）」に改め、同様式（その二）備考1中「郵便局」を「郵便貯金銀行（郵便局）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下この項において「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、改正前の福島県財務規則第六十条第二項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の日前に改正前の福島県財務規則第二百四十六条第一項の規定により一般競争入札の公告を行った契約に係る事務については、改正後の福島県財務規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（財務領域入札改革グループ）

福島県規則第七十号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「並びに郵便局」を「並びに郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所屬銀行とする同条第十四項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。以下「郵便局」という。）」に改め、同項後段中「徴収金を」の下に「郵便貯金銀行又は」を加え、「郵便振替」を「振替」に改め、同条第三項中「郵便振替公金払込高通知書又は郵便振替受払通知票」を「振替公金払込高通知書又は振替受払通知票」に改める。

第十五条の四第二号を次のように改める。

二 地方振興局長を受取人とする郵便貯金銀行が発行する振替払出証書又は持参人払式の郵便貯金銀行が発行する為替証書（以下この号において「為替証書」という。）若しくは地方振興局長を受取人とする為替証書で、その有効期限内に支払の請求をすることができるもの

第十五条の五中「呈示期間若しくは有効期間」を「その権利の行使のため定められた期間」に改める。

第十五条の六第一項中「呈示期間内又は有効期間内に呈示して」を「その権利の行使のため定められた期間内に提示して」に改める。

第七号様式その三(第三片)中「郵便用」を削り、同様式その四中「郵便用」を「郵便貯金銀行(郵便局)」に、「郵便貯金銀行(郵便局)」を削り、「郵便貯金銀行(郵便局)」に改め、同様式(裏)中「郵便用」を「郵便」に、「郵便」を「郵便貯金銀行(郵便局)」に改め、「(日本郵政公社)」を削り、同様式その五(第三片)中「郵便貯金銀行(郵便局)」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第三十八条第二項第一号に規定する払出証書及び整備法第二条の規定による廃止前の郵便為替証書(昭和二十三年法律第五十九号)第二十条第一項に規定する郵便為替証書については、改正前の福島県税条例施行規則第十五条の四から第十五条の六までの規定は、なおその効力を有する。

(財務領域税務企画グループ)

福島県規則第七十一号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成七年福島県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「公共的団体は」の下に、「独立行政法人水資源機構、独立行政法人国立病院機構」を加え、「日本郵政公社」を「独立行政法人国立高等専門学校機構」に、「日本下水道事業団、独立行政法人中小企業基盤整備機構」を「国立大学法人、日本下水道事業団」に改める。

別表第一の第一の表11の項(1)オ中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項(2)ア中「日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第20条」を「郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項」に改め、同項(2)ウ中「第2条第2項」を「第2条第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一の表11の項(1)オの改正規定は平成十九年九月三十日から、第十三条の改正規定(「日本郵政公社」を「独立行政法人国立高等専門学校機構」に改める部分に限る。)及び別表第一の第一の表11の項(2)アの改正規定は同年十月一日から施行する。

(保健福祉総務領域少子高齢社会対策グループ)

福島県規則第七十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年福島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

(都市領域都市整備グループ)

告 示

福島県告示第六百六十一号

公印を次のように改刻し、平成十九年十月一日その使用を開始する。

平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

職 印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
20	福島県総合療育センター 所長印		福島県総合療育センター 所長
23	福島県現金出納員印(福島県総合療育センター用)		福島県総合療育センター の福島県現金出納員

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第六百六十二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の十第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者の認定を次のと

おり取り消した。

平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
アイヅプロパン株式会社 代表取締役 海老原 稔
- 二 住所  
喜多方市豊川町高堂太字堂畑千四百二十七番地
- 三 認定取消しの年月日  
平成十九年九月十二日

(県民安全領域消防保安グループ)

福島県告示第六百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成十九年九月二十八日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	指 定 年 月 日
いがらし耳鼻咽喉科	会津若松市扇町一七	佐藤 雄 平	平成一九年七月一日
さくらクリニック	一 双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森六三四 一 耶麻郡猪苗代町字裏町四四七	同	同 年 九月一日
長谷川歯科医院	耶麻郡猪苗代町字裏町四四七	同	同 年 七月一日
長谷川歯科医院駅前分院	同 町大字千代田字トウフケ四七	同	同 年 八月一日
サトウファーマシー薬局	南相馬市鹿島区横手字町田二一	同	同 年 八月一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第六百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
あすなろ南矢野目クリニック	福島市南矢野目字底樋二	福島市南矢野目字清水前

ク

佐竹歯科医院	一 二 同 市笹谷字出水上六一	三 四 一 一 六 同 市笹谷字稲場二七
	一 六	一 一 三

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第六百六十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	廃 止 年 月 日
いがらし耳鼻咽喉科	会津若松市白虎町一七一―二	佐藤 雄 平	平成一九年六月三〇日
長谷川歯科医院	耶麻郡猪苗代町字裏町四四七	同	同 年 七月一日
長谷川歯科医院駅前分院	同 町大字千代田字トウフケ四七	同	同 年 七月一日
サトウファーマシー薬局	南相馬市鹿島区横手字町田二一	同	同 年 同月三一日

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第六百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、天井沢地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成十九年十月一日から  
月二十二日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
喜多方市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第六百六十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月十一日次のとおり指定した。  
平成十九年九月二十八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平  
渡部 太郎八 南会津郡南会津町 平成一九年一〇月一日から平 売りさばきの場所  
田島字谷地甲九一 成二四年九月三〇日まで 住所地に同じ

二 (出納局公金管理グループ)

福島県告示第六百六十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十一年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月十八日次のとおり指定した。

平成十九年九月二十八日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄 平  
松永 正夫 田村市滝根町神保 平成一九年一〇月一日から平 売りさばきの場所  
字中広土三八番地 成二四年九月三〇日まで 住所地に同じ

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第五百四十三号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、平成  
十九年度福島県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日及び場所

1 学科試験

平成十九年十一月二十六日(月) 午前十時開始

郡山理容学校 郡山市富久山町久保田字水神山四十五番地

2 実地試験

平成十九年十一月二十六日(月) 午後一時開始

郡山理容学校 郡山市富久山町久保田字水神山四十五番地

二 受験願書の受付期間

平成十九年十月十七日(水)から同月二十六日(金)まで

三 受験願書の提出先

所轄の福島県保健所(郡山市又はいわき市の区域においては、郡山市保健所又は  
いわき市保健所とし、県外居住者については、最寄りの福島県保健所又は福島県保健福

社部健康衛生領域環境衛生グループとする。)

四 受験手数料

受験手数料は、一万円とし、当該金額相当額の福島県収入証紙を受験願書にはって  
納入すること。(消印はしないこと。)

五 その他

試験の詳細については、所轄の福島県保健所(郡山市又はいわき市の区域におい  
ては、郡山市保健所又はいわき市保健所)又は福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生  
グループに問い合わせること。

(健康衛生領域環境衛生グループ)

公告第五百四十四号

次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律  
(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定に基づき、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、貸金業の  
規制等に関する法律第三十八条第一項の規定に基づき、当該貸金業者の登録を取り消す  
ものとする。

平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 商号又は名称 ローンズファイブ

二 氏名(法人にあつては、代表者名) 平栗 紳一郎

三 営業所又は事務所の所在地 郡山市富田町字諏訪前七一八

四 登録番号 福島県知事(第)〇一八五六号

五 登録年月日 平成十七年四月十九日

(商工総務領域金融グループ)

公告第545号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を  
定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則  
第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成19年9月28日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 胃腸用検診車 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成20年3月31日

(4) 納入場所 福島県保健福祉部健康衛生領域健康増進グループ(福島県福島市杉妻  
町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を告示する件（平成19年福島県告示第276号）第2に掲げる業種区分「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されていること。
- (2) 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成19年10月12日午後5時までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局総務管理グループ

電話024-521-7562

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成19年10月5日午後2時 福島県出納局総務管理グループ

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成19年10月19日午後2時 福島県出納局総務管理グループ（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月18日午後5時までに必着のこと。）

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital X-ray Stomach Examination Car 1
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00 p.m., 19 October 2007
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 18 October 2007
- (4) Contact point for the notice : General Affairs and Management Group, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsunomacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7562

（出納局総務管理グループ）

#### 公告第五百四十六号

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年九月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 入札に付する事項

- 1 買入れをする物品の名称及び数量  
自動飼育装置（鶏）一式
- 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十年二月一日
- 4 納入場所  
福島県立東白川農商高等学校社川農場（福島県東白川郡棚倉町大字上台字行人塚六十番一）

#### 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必

要な資格の確認を受けた者であること。

1 施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加資格者として認定されていること。

3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

5 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4及び5に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成十九年十月十二日までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ

電話〇二四―五二一―七五六二

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年十月五日午前十一時 三に掲げる場所に同じ。

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十月十九日午後三時 三に掲げる場所に同じ。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）

公告第547号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の買付けについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成19年9月28日

福島県知事 佐藤 雄平

1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノートパソコン 650台

2 契約に關する事務を担当するグループの名称及び所在地

福島県土木部土木総務領域総務予算グループ 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

平成19年9月10日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号

5 落札金額

71,631,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成19年7月27日

（土木総務領域総務予算グループ）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県企業局管理規程第9号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第30条第1号中「規定する」の次に「証券のうち」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「第21条の3第1項第3号」を「第21条の3第1項第1号に規定する証券のうち小切手以外のもの及び同項第2号」に改め、同号を同条第2号とする。

第60条第1項中「郵便局」を「郵便局株式会社(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行(以下「郵便貯金銀行」という。))を銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第16項に規定する所屬銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社(以下「郵便局株式会社」という。))の業務を行うものに限る。」に改める。

別表第1資産勘定の表中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「郵便為替証書及び郵便振替証書」を「郵便貯金銀行が発行する為替証書(以下「為替証書」という。))及び郵便貯金銀行が発行する振替引出証書(以下「振替引出証書」という。))」に改める。

別表第2資産勘定の表中「郵便為替証書及び郵便振替証書」を「為替証書及び振替引出証書」に改める。  
別表第2の2資産勘定の表中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「郵便為替証書及び郵便振替証書」を「為替証書及び振替引出証書」に改める。

第28号様式中「郵便為替証書・郵便振替貯金引出証書・小切手」を「為替証書・振替引出証書・小切手」に改める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第1資産勘定の表の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分に限る。))及び別表第2の2資産勘定の表の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分に限る。))は、同年9月30日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。))第2条の規定による廃止前の郵便振替法(昭和23年法律第60号)第38条第2項第1号に規定する引出証書及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法(昭和23年法律第59号)第20条第1項に規定する郵便為替証書については、改正前の福島県企業局財務規程第30条第2号及び第28号様式の規定は、なおその効力を有する。

(経営管理グループ)

福島県病院局

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

福島県病院局管理規程第13号

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院局事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程(平成16年福島県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第29条の次に次の一条を加える。

第29条の2 条例第23条第5項の企業管理規程で定める職員は、次のとおりとする。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職することとなる職員
- (2) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となったため退職することとなる職員
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職されることとなる職員又はこれに準ずる処分を受けることとなる職員
- (4) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。))又はこれに準ずる退職することとなる職員
- (5) 公務上の傷病により退職することとなる職員
- (6) その職員の非違によることなく勸奨を受けて退職することとなる職員
- (7) 65歳に達した日の前日から引き続き在職し、65歳に達した日以後に退職することとなる職員(次号及び第9号の規定に該当する職員を除く。))
- (8) 季節的業務に従事するため採用され、当該季節的業務に従事した後、退職することとなる職員(次号の規定に該当する職員を除く。))
- (9) 同一の事業主に引き続き雇用される期間が1年未満である雇用に就くことを常態とする者が、採用され、引き続き在職した後、退職することとなる職員

附 則  
この規程は、平成19年10月1日から施行する。  
(管理グループ)

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年9月28日

福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

福島県病院局管理規程第14号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第31条第1号中「規定する」の次に「証券のうち」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「第21条の3第1項第3号」を「第21条の3第1項第1号に規定する証券のうち小切手以外のもの及び同項第2号」に改め、同号を同条第2号とする。

第49条中「郵便局」を「郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局（郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）を銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第16項に規定する所屬銀行とする同条第14項に規定する銀行代理業を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業の業務を行うものに限る。）」に改める。

別表第3資産勘定の表中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「手元にある」を「又は手元にある」に、「郵便為替証券など現金又は」を「郵便貯金銀行が発行する為替証券（以下「為替証券」という。）、「郵便貯金銀行が発行する振替払出証券（以下「振替払出証券」という。）その他の」に改める。

様式第34号中「郵便為替証券」を「為替証券」に、「郵便振替払出証券」を「振替払出証券」に改める。

様式第38号中「郵便為替証券」を「為替証券」に、「郵便振替払出証券」を「振替払出証券」に改める。

様式第39号中「郵便為替証券」を「為替証券」に、「郵便振替払出証券」を「振替払出証券」に改める。

#### 附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。ただし、別表第3資産勘定の表の改正規定（「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める部分に限る。）は、同年9月30日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和23年法律第60号）第38条第2項第1号に規定する払出証券及び整備法第2条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和23年法律第59号）第20条第1項に規定する郵便為替証券については、改正前の福島県病院局財務規程第31条第2号、様式第34号、様式第38号及び様式第39号の規定は、なおその効力を有する。

（管理グループ）

## 福島県教育委員会

### 公告第五号

福島県教育庁非常勤講師給与計算システム改修業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十

七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
平成十九年九月二十八日

福島県教育委員会教育長 野 地 陽 一

#### 一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 福島県教育庁非常勤講師給与計算システム改修業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十年三月二十七日まで
- 4 履行場所 福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）

#### 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 1 施行令第百六十七条の四に該当しない者であること。
- 2 財団法人日本情報処理開発協会が認定するプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- 3 この公告に示した仕様と同種の業務の履行実績を有し、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

#### 三 入札に参加する者に必要な資格の確認

- 1 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 2 なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

#### 四 提出期間

- 1 提出期間 平成十九年九月二十八日（金）から同年十月九日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇一八六八八 福島県福島市杉妻町二番十六号  
福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ  
電話〇二四一五二一七七〇
- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年十月九日（火）午後五時まで必着とする。

#### 五 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県教育庁教育振興領域免許財務グループ（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 2 入札及び開札の日時 平成十九年十月二十六日（金）午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県自治会館七〇二会議室（福島県福島市中町八番二号）
- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 六 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に

- 該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなればならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - 六 入札に参加する者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
  - 七 入札の無効  
二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
  - 八 その他
  - 1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。
  - 3 契約書作成の要否 要
  - 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（教育振興領域免許財務グループ）